

屋島におけるパラグライダー飛行の中止
及び伐採地の原状回復を求める要望及び問題点

要望とその背景	2
1 屋島の価値	2
2 絶滅危惧種の生息	2
3 活性化の留意点	2
4 現状の問題点	2
4 要望	2
基礎となる事項	3
1 影響の想定される鳥種	3
問題点	4
1 事前調査の不足	4
(1) 伐採地の事前調査の有無、調査者、方法、その結果と伐採にあたって影響がないと判断した根拠を示されたい。	4
(2) ハヤブサ・ミサゴの事前調査の有無、調査者、方法、その結果と試験飛行は影響がないと判断した根拠を示されたい。	5
(3) 飛行空域の事前調査の有無、調査者、方法、その結果と試験飛行は影響がないと判断した根拠を示されたい。	6
2 飛行状況が変化した場合の対策が不明	7
(1) 本格的に稼働した場合、誰が、どのようにして継続的に確認するのか、方針を示されたい。	7
3 レッドデータリストへの配慮の欠如	7
(1) 高松市は国及び県のレッドデータブックを尊重する意思があるのか、お答えいただきたい。	7
4 活性化につながるという根拠が不明	7
(1) 他施設の利用状況は確認したのか、その結果を示されたい。	7
(2) 費用対効果は確認したのか、その結果を示されたい。	7
5 事業が失敗し、活性化につながらなかった場合の処理が不明	8
(1) 影響が発生したとき、伐採地の原状回復は可能か。また費用は誰が持つのか、示されたい。	8
(2) 活性化対策としての責任は誰が持つのか、示されたい。	8
(3) 全国大会の誘致を視野に入れているのか、示されたい。	8

要望とその背景

1 屋島の価値

屋島周辺では多様な鳥類が観察されており、香川県における野鳥の越冬・繁殖地として重要な地域のひとつである。また岡山県との渡りコースでもありと考えられるが、現在まできちんとした調査が行われたことがなく、開発による野鳥への影響は容易に推測できない。同地は「鳥獣保護区」に指定されており、香川県における野鳥の継続的な生息のために欠くことのできない地域である。また、屋島は「瀬戸内海国立公園」にも指定されており、その文化的・自然的な価値は非常に高く、香川県全体の貴重な財産である。

2 絶滅危惧種の生息

特に屋島では、全国的に絶滅が危惧されているハヤブサ・ミサゴの繁殖が北嶺を中心として確認されており、屋島活性化の方向性の根拠文でもある「屋島活性化方策」(源平屋島活性化方策研究会)にも、北嶺は『絶滅危惧Ⅱ類に選定されている「ハヤブサ」と準絶滅危惧に選定されている「ミサゴ」が繁殖している貴重な場所』と明確に言及されている。近年のバードウォッチャーの増加に伴い、屋島のハヤブサ・ミサゴはさらに有名になっており、その存在及び価値は県内外によく知られている。これらハヤブサ・ミサゴは屋島北嶺・南嶺を中心としたエリアを生活圏にしているため、屋島の環境を改変する場合、十分な影響調査が必要である。

3 活性化の留意点

屋島の活性化にあたっては、前述の「屋島活性化方策」においても「貴重な屋島の自然環境や文化遺産の保全を念頭に置きながら」と述べられており、目先の活性化の「可能性」にとらわれて本来の屋島の財産を失うことのないよう十分注意しなければならない。環境は一度改変すると原状に回復には多大な時間と費用がかかる。またハヤブサ・ミサゴの繁殖に影響が生じ、繁殖放棄してしまった場合、たとえ環境を回復しても再び繁殖するかどうかはわからない。失ってしまえば二度と元には戻らないかもしれないということを念頭に置かなければならない。

4 現状の問題点

ところが現在、屋島からパラグライダーが飛ぶことが「活性化」として計画されており、すでに市費より「パラグライダー施設整備事業補助金」が投入され、発進地の樹木がなかば強引に伐採されるという事態になっている。しかし、そもそも本事業は、「パラグライダーで屋島から飛んでみたい」という娯楽の欲求が発端であり、本来市が推進したり公金を投入するものではない。まして、国立公園特別地区・保安林・鳥獣保護区・天然記念物という計画地域にかかる規制を安易に解除しては、それらの保護・管理法制度が完全に無意味化する。それでも「活性化」という口実によって行政が積極的に推進するのであれば、環境・生物への影響調査、活性化の費用対効果の検証が必要である。

それは「貴重な屋島の自然環境や文化遺産」に対する行政の責任である。

しかしながら、これまでの市の対応等を見ると、

(1) 野鳥への影響がないという明確な根拠

・事前調査と事後調査(対象は、ハヤブサ・ミサゴを中心に、影響が想定される地域の鳥種全て)

(2) 活性化につながるという明確な根拠と、投入した市費に対する費用対効果

・県内他施設の状況、本計画設置後の利用見込みなど

などについて、誰が見ても納得できる、市が補助金を投入する根拠が一切明らかにされていない。それどころか半ば強引に事業を進め、無意味な調査を口実にし崩壊的に本格飛行をさせようとしている。

5 要望

本会は後述する問題点により、本事業に対する高松市の姿勢はあまりにも自然環境と野生動物に対する配慮に欠け、不適切な方法によって進められていると考える。そしてこのまま事業が進められた場合、ハヤブサ・ミサゴをはじめとする野鳥に多大な影響が発生する恐れが十分にあると判断する。

よって本会は、屋島におけるパラグライダーの飛行(試験飛行を含む)の中止、伐採地の原状回復を求める。また、後述する疑問点について、市の責任において明確に回答するよう求めるものである。

基礎となる事項

1 影響の想定される鳥種

(1) 季節ごとの鳥種

これまでの観察などから、各季節ごとに表 1 のような野鳥が生息していると考えられる。ただし、屋島において継続的かつ同一の調査方法で生息鳥種が調査されたことはなく、特に渡りにおいてはどのような種がどれくらい通過しているかは把握されていない。しかしながら、渡りの時期に高松市峰山で多種の鳥類が観察されることから、コマドリ・コルリなどの小鳥類が数多く通過していることが予想される。

屋島が国立公園であり鳥獣保護区に指定されている趣旨を尊重し、義務でなくともこれらの野鳥への影響を調査し、配慮することが行政として当然と考えられる。

表 1 季節別の生息する野鳥類

	春	夏	秋	冬
留鳥(繁殖)	ハヤブサ・ミサゴ・その他小鳥類			
夏鳥(繁殖)	(通過)	キビタキ・オオルリなど	(通過)	
渡り(通過)	小鳥類(コマドリ・コルリなど)		ワシタカ類(サシバ・ハチクマ) 小鳥類(コマドリ・コルリなど)	
冬鳥	(通過)		(通過)	オオタカ・ハイタカ ・その他小鳥類(ツグミ・シロハラなど)

(2) 特に留意すべき種

現在環境省より日本で絶滅のおそれのある野生生物の種についてまとめたレッドデータブック(以下「RDB」)が刊行されており、また香川県でも平成15年度の刊行を目標として、平成15年 3 月に暫定的なレッドリストが発表されている。行政としては RDB の趣旨(※1)尊重することが行政として当然と考えられる。

屋島では、現時点で 2 種の RDB 記載種の繁殖が確認され、また 2 種の越冬が観察されている。

表 2 RDB 記載種の生息状況

生息状況	種名	国 RDB	県 RDB(暫定リスト)
繁殖	ハヤブサ	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧 II 類
	ミサゴ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
越冬	オオタカ	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧 I 類
	ハイタカ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧 I 類

※1 レッドリストとは、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。レッドリストに掲載された種について生息状況等をとりまとめ編さんしたものがレッドデータブック。レッドリストは生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し選定したもので、規制等の法律上の効果を持つものではないが、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めようするための基礎的な資料として広く活用されることを目的とするものである。(環境省ホームページより)

※2 RDB のカテゴリの意味は、下記のとおり。

◆絶滅危惧 II 類 (VU) (絶滅の危険が増大している種)

現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

◆準絶滅危惧 (NT) (存続基盤が脆弱な種)

現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

(3) 想定される野鳥への影響

発進地の伐採及びパラグライダーの飛行により、少なくとも次のような影響が考えられる。このような事項にもとづいた調査・評価が必要である。

表 3 考えられる影響

要因	対象	影 響
発進地の伐採	小鳥類	・繁殖種の営巣地消滅 ・採餌地の減少 ・渡りコースの変更？(情報不足)
	ハヤブサ・ミサゴ	(情報不足)
飛 行	小鳥類	・大型の飛行物体による行動の萎縮 ・樹上でのさえぎり減少 ・採餌活動の減少
	ハヤブサ・オオタカ・ハイタカ	・大型の飛行物体による行動の萎縮＝行動圏(採餌域)の減少 ・小鳥類の出現率の低下＝餌不足
	ミサゴ	・大型の飛行物体による行動の萎縮＝行動圏(採餌域)の減少 ・行動圏(採餌域)の減少

2 香川県内のパラグライダー施設の状況

パラグライディング協会のホームページによれば、香川県では表3の8箇所パラグライダー施設があり、そのうち7箇所が通年で利用可能である。「活性化」という口実でパラグライダーを誘致するならば、これらの施設との関係、利用見込を踏まえておく必要がある。

表4 香川県内のパラグライダー施設状況

エリア名	所在地	飛行可能期間	高度差	ビジターフライト料	メモ
白鳥高平山エリア	大川郡白鳥町	通年	—	無料	鉄骨ランチャー台完備
ハンググライディング仁尾エリア	三豊郡仁尾町	通年	約 300m	無料	眼下に瀬戸内海を見て島を往復できる。
ウインドパーク雲辺寺エリア	三豊郡大野原町	3月中旬～12月中旬	約 670m	¥1,000/日	テイクオフまでロープウェイで。
引田町大坂峠フライトエリア	大川郡引田町	通年	約 200m	無料	
北峰エリア	坂出市	通年	約 250m	¥500/日	駐車場無料。トイレ、食堂あり
白峰エリア	坂出市	通年	約 300m	¥500/日	駐車場無料。トイレ、食堂あり
玉越エリア	坂出市	通年	約 300m	¥500/日	駐車場無料。トイレ、食堂あり。
城山(きやま)エリア(山頂公園)	坂出市	通年	約 400m	¥500/日	駐車場無料。トイレ、食堂あり。

問題点

1 事前調査の不足

「試験飛行のために発進地を伐採し(実施済み)、試験飛行を行うことで影響を調査する」というのが、高松市の方針ときく。しかし影響の判断には、比較する為の「何もしていない状態でのデータ」が不可欠である。データなしで試験飛行したところで、影響の有無を検討する事は不可能である。しかしながら本会が確認した結果、以下に示すように高松市(及び事業主体)は発進地の伐採、試験飛行の前には一切必要な調査を行っておらず、試験飛行を行いながら調査するというあまりに安易な考え方に立っていると思われる。

よって、下記の事項について高松市の認識を明らかにされたい。

(1) 伐採地の事前調査の有無、調査者、方法、その結果と伐採にあたって影響がないと判断した根拠を示されたい。

伐採地が狭い範囲であるとはいえ、鳥獣保護区であり国立公園特別区である地域の樹木を伐採するにあたっては、対象地域の状況調査をするべきである。でなければ、伐採による影響を検討することも、問題

が発生した場合の原状回復もできない。そこで少なくとも、次のような事前調査が必要であるはずである。

表5 伐採地において必要な事前調査

対象	調査内容
環境	樹種(特に主な樹種)
野鳥	繁殖鳥種(さえずりなどから繁殖がほぼ確実と思われる種)と羽数 生息鳥種(繁殖の可能性のある種)と羽数、主な出現時間 春秋の通過鳥種(夏鳥、冬鳥)と羽数、主な出現時間

(本会の認識)

保安林伐採、国立公園特別地区内の工作物の設置(柵?)などに係る申請を県・国に行い、県は「整備後当分の間は、試験的な飛行に留め、鳥類の専門家の助言のもとに、パラグライダーの飛行が猛禽類の生息に及ぼす影響について調査を実施すること」などの条件を附して許可している。しかしながら、この申請・許可という事実に対して、認識に市と県の認識にズレがある。

高松市は「県は野鳥への影響も踏まえて許可した」と言い、県は「許可は伐採の是非についてであって、野鳥への影響を考慮するものではない。日本野鳥の会香川県支部からの申し出を受け、許可に条件を付しただけ」と言う。いずれにしても、伐採地の猛禽類・小鳥類などに対して事前調査をしたという話はでてこない。

(2) ハヤブサ・ミサゴの事前調査の有無、調査者、方法、その結果と試験飛行は影響がないと判断した根拠を示されたい。

パラグライダーの試験飛行をして影響を調査するには、前述のとおり「何もしていない状態でのデータ」が必要である。でなければ、例えば次に示すような項目に変化があっても、それが試験飛行による影響か確認できない。端的に言えば、事前の影響調査がなければ「営巣放棄」という極端なケースでしか影響の有無は言えなくなるが、そのような最悪な事態に陥った場合は取り返しがつかない。

表6 影響が出る可能性のある項目

行動範囲、飛行コース、飛行頻度、採餌回数、ヒナへの給餌回数、巣立ち率、若鳥の行動圏、主な活動時間など
--

そこで、試験飛行の前に下記のような点に留意して事前調査がなされている必要がある。

〔直近のデータであること。〕

今回のようなケースにおいては、正確な比較には直近のデータが必要である。何年の前のデータでは対象となっている個体が同一個体である保証がなく、比較はできない。また同一個体であっても直近のデータでなければ、何らかの影響があっても、パラグライダーによるものか、その他の環境の変化によるものか判断できない。

〔最低3年のデータであること。〕

「猛禽類保護の進め方(特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて)」(環境庁, 1996)において、調査期間を「営巣地の発見及び少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期」と記している。ミサゴ、ハヤブサも基本的に準じるべきであり、別記するレッドデータブックとの関連から言っても、2シーズンの事前調査は不可欠である。でなければ、たまたま極端に良い(または悪い)繁殖・生息状態の年を調査してしまうと、適切な判断ができなくなる。特にハヤブサ・ミサゴの繁殖時期には、実際は年によって相当幅があるといわれている。最大の期間を確認するためには、少なくとも3シーズンは繁殖が成功した期間を確認すべきである。

〔適切かつ同一の調査方法により、比較可能なデータであること。〕

影響を見るには、当然同一の調査方法でなければならない。そのためには、前述のような項目について周年のデータを把握しなければならない。繁殖期だけ見たとしても、巣立ったヒナの成長率、翌年への生存率などを把握しておかなければならない。

またワシタカ類の観察に熟練した調査者により、同一方法で継続して調査されなければ、調査者の能力・

状態等によっては適切なデータを得ることができない。

(本会の認識)

①事前調査はできていない。

高松市では、平成14年度予算に「パラグライダー施設整備事業補助金」が計上されている。しかし、例えば香川県のハヤブサではペア決定のための求愛行動は12月～1月頃から、また抱卵は3月には行われることから、行動圏調査・繁殖調査などには間に合わない。ミサゴについても同じことが言える。

また、日本野鳥の会香川県支部(以下「県支部」)事務局に確認したところ、県支部は今回の事業に関連した事前調査はしていないとのことであった。比較対照するデータもなく、どのように影響評価をするのか。

なお、3月の市議会において、高松市長は「伐採前に、県が屋島地区に生息する猛禽類の調査を日本野鳥の会香川県支部に委託し、行っております」と答弁しているが、これについて正確な事実を明らかにされたい。

ただし、平成8～10年度に県の委託を受け県支部が県内のハヤブサ・ミサゴの生息調査、また10年度には屋島で3日間だけ行動域調査をしているが、これは実施主体・調査目的・方法も異なる5年前の調査である。これを「事前調査」と言うことは詐欺行為に等しい。

②不十分な内容で、不適切な契約をしている。

平成15年度の試験飛行による影響調査は県支部に委託すると聞いているが、比較するためのデータを得るため、県支部が好意で3月に手弁当で調査したと聞いている。これが事実であれば、必要な調査期間も考慮せずに民間団体に調査を委託し、好意による契約外の作業をあてにしていることとなり、行政機関のする行為ではない。また、県支部による調査方法、影響評価手法について十分に委託者及び市は検討した時間があるとは考えられない。

よって本会としては、事前調査はなされておらず、試験飛行による調査も実際は影響評価などできない内容で委託されていると考えられる。この点について事実関係を明らかにされたい。

なお、過去に県支部が同地域でハヤブサ・ミサゴの調査を実施しているが、それは発注者も趣旨も調査方法も異なり、また 年前の調査である。それは対照データにはならないことを付記しておく。

③ハヤブサ・ミサゴに対して影響はある。

高松市(及び事業主体)は、ハヤブサ・ミサゴに対して影響があるかわからない、という姿勢であるが、本会では下記を根拠としてパラグライダーによる影響はあると判断している。

(A) 坂出市五色台の国民休暇村付近で、通常ハヤブサ・オオタカ・ハイタカ・ノスリなどの猛禽類が飛翔する場所で、パラグライダーが飛ぶ日は全く飛翔しないという状況を観察している。パラグライダーとの関係を調査したのではないにもかかわらず、日常的な観察でパラグライダーの影響が見られる。

(B) ハヤブサは♂♀が福岡町四丁目の鉄塔に止まり、北嶺方向へ飛翔する状況が、ミサゴは新川河口で採餌し、河口方向へ飛翔する状況が複数回観察されている。これらは、おそらく北嶺・南嶺へ飛翔していると考えられる。その飛行コースは、パラグライダーの飛行コースと交差する。五色台の事例とあわせて考えると、ハヤブサ・ミサゴに影響があると十分に判断される。

なお、高松市(及び事業主体)は、五色台のような似たような事例について、調査や確認を行っているのか明らかにされたい。

(3) 飛行空域の事前調査の有無、調査者、方法、その結果と試験飛行は影響がないと判断した根拠を示されたい。

試験飛行によって、ハヤブサ・ミサゴだけでなく、その他の野鳥にも影響が出ることもありうる。そこで試験飛行の影響をみるために、飛行空域の野鳥についても少なくとも次のような事前調査が必要である。

表7 飛行空域の調査内容

対象	調査内容
----	------

野鳥	繁殖鳥種(さえずりなどから繁殖がほぼ確実と思われる種)と羽数 生息鳥種(繁殖の可能性のある種)と羽数、主な出現時間 春秋の通過鳥種(夏鳥、冬鳥)と羽数、主な出現時間
----	--

2 飛行状況が変化した場合の対策が不明

(1) 本格的に稼動した場合、誰が、どのようにして継続的に確認するのか、方針を示されたい。

パラグライダーの飛行状況には、大きく次の3段階が考えられる。

①試験飛行 → ②主にレジャーとしての飛行 → ③大会などのイベント時の飛行

高松市は試験飛行により②の状態での影響の有無を検討すると思われる。仮に試験飛行による影響がないと判断された場合(現状では影響があっても「無い」という結論しか出ない調査であるが)、順次②移行の本飛行に移っていくと考えられる。

しかしながら、ハヤブサ・ミサゴは1度目の繁殖を失敗した時など、繁殖時期がずれる場合がある。そのため、例えば飛行禁止期間を定めていても、それが十分かどうかは毎年の繁殖状況を確認しなければわからないはずである。高松市(及び事業主体)はそのような体制を構築するのか。

また、繁殖行動への影響がすぐに発生するとは限らない。例えば数年は「我慢して」繁殖したが、ついに放棄ということもありうるが、そうした継続調査はするのか。

3 レッドデータリストへの配慮の欠如

(1) 高松市は国及び県のレッドデータブックを尊重する意思があるのか、お答えいただきたい。

前述したように、屋島にはハヤブサ・ミサゴというRDB記載種が繁殖しており、オオタカ・ハイタカの2種の越冬の可能性がある。RDBの趣旨から言えば開発には十分な配慮が必要であるし、県RDBでも記載される予定である。

今回のハヤブサ・ミサゴが香川県のRDBに明記された場合、屋島でのパラグライダー飛行についてもさらなる配慮が必要となるはずである。しかしながら、十分な事前調査もせずに発進地を伐採し、試験飛行を強行するという事は、国及び県のRDBを踏みにじる行為であり、貴重な自然財産を有する屋島に対する高松市の姿勢は行政として不適切である。

4 活性化につながるという根拠が不明

そもそも本事業の本質は、単なる愛好者の「屋島で飛ぶたい」に欲求に過ぎない。そして既に、前述のとおり香川県では既に8箇所パラグライダー施設がある。香川県のパラグライダー人口を考慮すると、これだけ施設があって、なぜまだ屋島に必要かという疑問がある。特に屋島の場合は例え飛行可能となってもハヤブサ・ミサゴへの影響から飛行期間を制限するべきであるが、既存施設のうち7箇所が周年利用可能であることを考えると、積極的に屋島を利用する理由はない。

単なる愛好者の欲求に応えるために、「活性化」という口実をもって税金である市費を投入し、事前調査もなく鳥獣保護区・国立公園を開発することは許されるものではない。

(1) 他施設の利用状況は確認したのか、その結果を示されたい。

パラグライダーの誘致が活性化につながるということは、少なくとも県内のパラグライダー人口、また他の8施設の利用状況は確認しなければ言うことはできない。高松市はそのようなデータを持っているのか。例えば、坂出市白峰エリア、城山エリアにおいて、「パラグライダーを見に来る」という効果は全く無い。パラグライダーに集客力があるのならば、既に既存施設の周辺は「活性化」の効果がでているはずである。

(2) 費用対効果は確認したのか、その結果を示されたい。

活性化対策事業として市が補助する(パラグライダー施設整備事業補助金)であれば、費用対効果は十分

に確認する必要がある。屋島に「活性化対策」として補助事業として実施した場合、その年間の利用者数、宿泊人数、観客人数などの見込と根拠はどのようになっているのか。またそれらの利用者が地元観光に寄与するという効果はどのように算定しているのか。

高松市が積極的に推進する以上、「補助事業」として適切な支出かどうかを問いたい。効果が無い「遊び」に血税である市費を投入する必要は無い。

5 事業が失敗し、活性化につながらなかった場合の処理が不明

伐採し、試験飛行し、無意味な調査で本格飛行を行ったあげく、利用者が少なく活性化につながらなかった場合、どのような処理をする予定なのか。なし崩し的に放置し、一部の愛好者が利用するだけでは、結局「屋島で飛びたい」という勝手な欲求に市費を投入し、県の財産である屋島の価値を損なうだけである。かといって、全国大会の誘致などはさらなる環境の悪化を招きかねず、新たな調査・影響評価を行う必要がある。よって将来的には飛行中止、原状回復もありうるが、そのような長期的な視野はあるのか。

(1) 影響が発生したとき、伐採地の原状回復は可能か。また費用は誰が持つのか、示されたい。

伐採箇所の原状回復には、多大な資金と時間が必要となる。また伐採前の樹種、樹齢等を考慮して、できるかぎり周囲の環境に溶け込む環境にもどさなければ、野生動物が利用する本当の原状回復とはならない。鳥獣保護区であり国立公園である以上、原状回復には可能な限りの努力を払うべきである。

その場合、原状回復はいったいどこが実施主体としての責任を負うのか。またその費用はどこが負担するのか。要望したパラグライダー協会か、許可申請した屋島山上観光協会か、それとも市か。「原状回復なんてできるはずがない」という話は、香川県の財産である屋島の破壊に補助金を出した行政としては許されるものではない。

(2) 活性化対策としての責任は誰が持つのか、示されたい。

市議会議事録の野口勉議員(公明党)の質問から、パラグライダー協会から要望があったことが明らかである。しかし、伐採許可は、屋島山上観光協会から申請されていると聞いている。ということは、施設の管理等は屋島山上観光協会、設置費と活用への指導責任は市が負うことになるが、要望したパラグライダー協会には全く何の責任もない。そのため、結果的に屋島の設備を彼らが利用しなくても、全く責任は無いと思われる。極言すれば、「遊び」に市が利用されている状況である。

よって事業を実施し、ハヤブサ・ミサゴ等に影響が出て中止したり、結局活性化につながらなかった、という事態になった場合、責任は補助事業者である高松市と事業主体である屋島山上観光協会となるが、そうした責任の所在は明らかにしているのか。

(3) 全国大会の誘致を視野に入れているのか、示されたい。

「屋島活性化方策」(源平屋島活性化方策研究会)では、「全国規模の大会を誘致する。」と明記している。しかし、全国大会が毎年香川県で開催されるわけではなく、誘致できても数十年に1回である。そのような大会誘致を口実として「活性化」ということはできない。

また、誘致する場合、県内の他の8箇所と競合することになる。市及び屋島山上観光協会は、そうした状況を認識しているのか。県内の遊戯人口の一部しか利用しない見込みの施設を、「活性化」対策として良いのか。なお、2002年岡山大会では、募集人数は80名である。スタッフ等を含めても、そんなに大規模な人数ではないと思われる。

なお、独自の大会を開催するという方法もあるが、全国大会の誘致にせよ独自大会にせよ、そのような場合は通常の状態よりも飛行頻度が高まる事から、ハヤブサ・ミサゴに対しての影響も相当高まると考えられる。そのような事業は野鳥保護の面から認められるものではないことを明記しておく。